

(株) ハチオウ 集合研修  
廃掃法勉強会(その1)

テーマ

「ある行政処分事例と教訓」

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

代表 北 村 亨

## (1) K商事(株)の事例

- K商事(株)の事業紹介
- 同社は、電化製品、電子機器類の中間処理・資源化処理のために産廃中間処分業許可を横浜市より受け、再生事業者登録も受けている
- 横浜市から『優良事業者』の認定を受けている。
- 許可内容は、産廃の中間処理(破碎)として、解体、選別、破碎、溶融を行っている。
- 取り扱い品目は、非鉄金属、製鉄原料、特殊金属、各種電線くず、廃OA機器、廃家電など。
- 平成10年創業で、約16年の事業実績が有る。

## (2) 事業停止の行政処分

- 平成26年10月23日付けで横浜市は同社に対し  
**1ヶ月の事業停止処分**を出した。

- 処分理由【原文通り】

- 「同社は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を受託したが、当該産業廃棄物を処分していないにもかかわらず、処分を終了したとして「JWNET」に報告し、もって電子管理票の虚偽報告を行い、法第12条の5第2項（報告義務）に違反したため」

- 実情は、電子機器類を処理せずに金属製品取り扱い業者（産廃許可無し）に転売したため。

### (3) 処分内容【根拠法令】の検討

- 法第14条の3(事業停止)
- 「都道府県知事は、産廃処分業者が次号に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。」
  - ・ 1号：違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求、依頼、若しくは唆(そそのか)し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
  - ・ 行政庁の判断、裁量の余地が大きい。

## (4) 当該違反行為の内容

【廃棄物処理法第12条(電子情報処理組織の使用)】

### 12条の5 2項

運搬受託者又は処分受託者は、電子情報処理組織使用事業者(JWNET)から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、【途中省略】(JWNET)にその旨を報告しなければならない。

## (5) 違法行為の背景、事実関係

- 最新鋭工場の開設に伴い、国内電化製品、電子機器類の製造メーカーとの契約により大量の廃棄物が処理工場に搬入された。
- 工場の敷地内の保管施設が満杯となり、一時的に受入スペースが無くなってしまった。
- 緊急対応で、有価売却可能な製品を処理せずに他業者に転売し、当面の危機を乗り切った。
- 買入業者は、リサイクル市場に出せる製品を選んでそのまま再転売した。
- リサイクルショップから購入した顧客が不具合があるとして元の排出者に修理などを依頼した。

## (6) 行政(横浜市)と排出者の対応は？

- 大手電子機器メーカー(排出者)から強い是正要求が出された。製品の信頼性の問題
- 横浜市では、電子マニフェスト制度の信頼性を揺るがす違反行為として、許可上の問題となった。
- 最終的には、前掲の通り、電子マニフェストの虚偽記載として事業停止一ヶ月の行政処分となった。
- 近日中に、横浜市に対して当該行政処分に係る行政処分調書の情報公開請求を予定。

## (7) 違反行為の原因分析

- ①K商事(株)では、転売するため中間処理したマニフェスト処理の手続きをした。
- ②売却なので再生扱いとして最終処分までのチェック手続きを行わなかった。
- ③売却先に資材又は素材として処理する具体的指示又は要請を行わなかった。
- ④売却先は、産廃の許可の無い業者であり、産廃処理のリスクを理解出来なかった。



## (8) 再発防止の取り組み 【①処理困難通知】

### ① 処理困難通知を適宜出すこと。

- 処理業者の基本的責務です。(法改正の重点)
- 排出事業者処理業者の状況を的確に把握してもらう事が大切です。
- 処理施設の故障、不具合に伴い保管施設が満杯、又は超過が見込まれる場合は即時に通知を出す決断が必要です。
- 営業上の支障があるとして通知を回避する機会が多いが、軽症のうちに対策をとること。
- 重症になってからでは手遅れとなる恐れ有り。

## (9) 再発防止の取り組み 【②再委託基準】

### ②再委託基準の活用を図る。

・従来は、故障などのやむを得ない場合に限られていたが、環境省の通知により、故障以外の理由でも再委託が可能となった。

・例えば、受注量の一時的増量に対応するために、他の業者への再委託が可能となった。

・再委託処理の前提は、政令(6条の12及び15)で定めた再委託基準に則って、先ずは排出事業者の書面による承諾を受けること。

## (10) 再発防止の取り組み 【③排出者】

### ③排出事業者としての取り組み

- 排出者として、処理業者（一次、二次、及び最終）の施設確認などを定期的に実施する。
- （電子）マニフェスト、紙マニフェスト共に厳密な処理、処分確認を実行し、それを社内ルール化する。
- 商品の廃棄の場合は、処理業者に適正処理の確約をさせると共に、再商品化しない誓約書を取る。
- 排出者と処理業者の間でいかに信頼関係を構築していくことが鍵となる。

## (11) 再発防止の取り組み 【④処分業者】

### ④ 処分業者としての取り組み

- ・商品の廃棄など売却可能物の処理には、二次処分先に商品化リサイクル禁止の適正処理誓約書等の提出を求める。
- ・売却可能物の処理には、産廃許可の無い業者に売却しない。(マニフェスト伝票における再生処理記載困難)
- ・廃棄物由来の物の処理には、有価売却であっても最終処分の責任がある事を認識する。

## (12) 処分先の施設確認実施【⑤処分先確認】

### ⑤ 2次又は3次処分先の施設確認をルール化

- ・廃棄物処理法の改正重点項目の一つ
- ・内容は、強制的義務ではなく、努力義務である。
  - ・努力義務にせざるを得なかった事情有り。
- ・最終処分が再生【売却】の場合は、本来は処理責任が消滅するものの処理確認は回避しない事。
- ・施設確認を定期的に行う社内ルールの確立を
- ・施設確認の各報告書は5年間保管すること。

## 13.経 歴 紹 介

- 東京都庁にて廃棄物担当部局に35年勤務
- 企画・長期計画策定、資源化リサイクル業務、産業廃棄物、一般廃棄物、埋立地管理業務、等に従事
- 平成14年4月 定年退職後に再任用職員として採用  
「産廃Gメン」(9ヶ月)として不法投棄対策業務
- 同年12月 東京スーパーエコタウン事業に参画の高俊興業(株)に就職。社長室取締役等、現在は同社顧問  
企画開発、労務安全、営業部、工場勤務等歴任
- 平成21年5月 行政書士登録、環境カウンセラー登録  
産廃コンサル業として開業。現在16社とコンサル契約